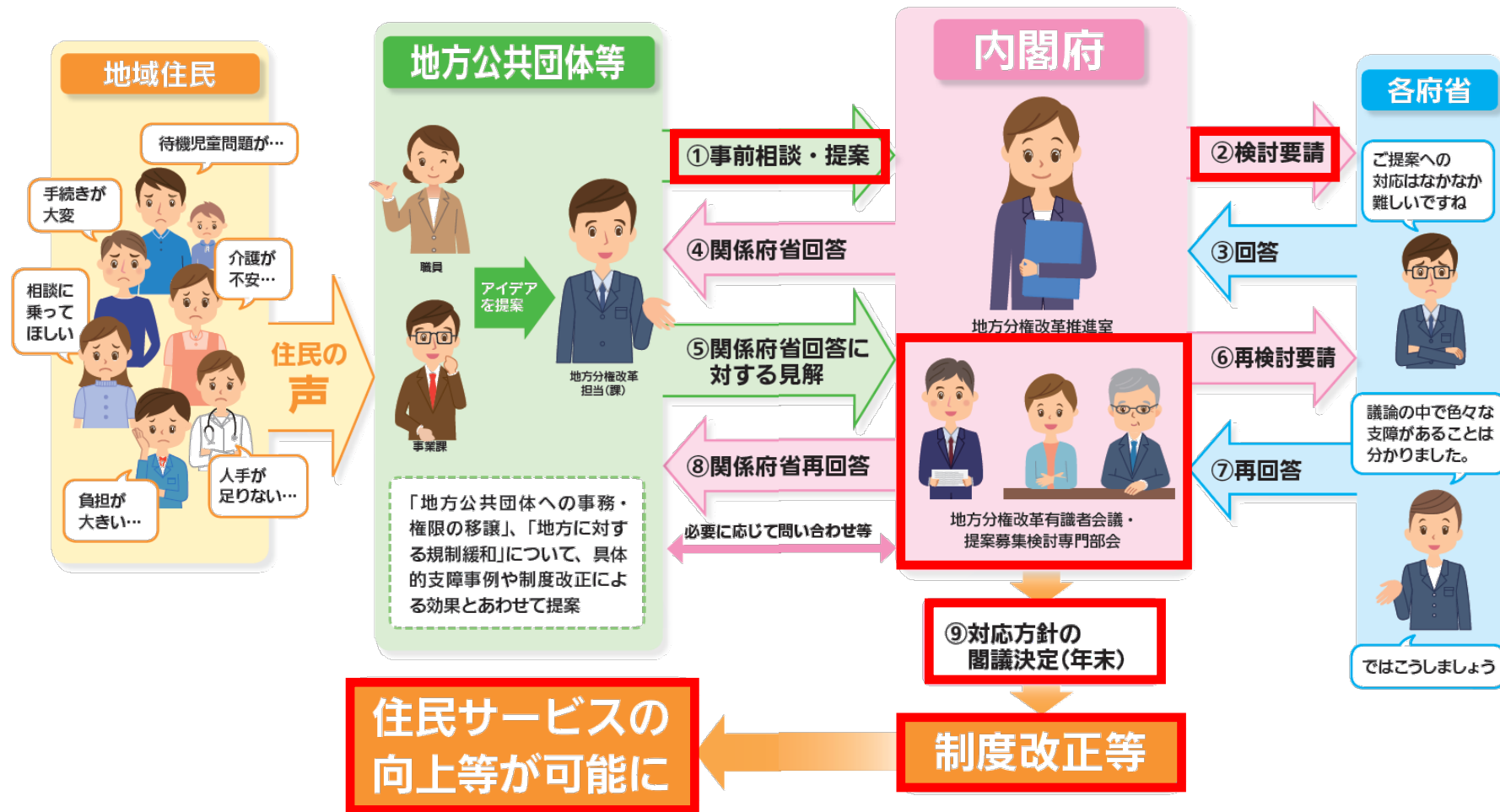


# 提案募集方式の概要（流れ）



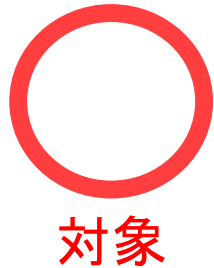
## 提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

## 地方の取組の「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し～  
→地方公共団体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し～  
→自分で思いつかなくても他の地方公共団体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～  
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

# 提案募集方式の対象範囲



対象

## ① 地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・国から地方公共団体への移譲
- ・都道府県から市町村への移譲

全国一律の権限移譲が難しいなどの場合は、  
個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲  
(手挙げ方式)とする提案が可能

## ② 地方に対する規制緩和

(義務付け・枠付けの見直し、必置規制の見直し)

- ・法律、政令、府省令、告示、通知等によるもの
- ・補助金等の要綱等によるもの

※各種補助条件の見直しや手続・書類の簡素化が対象  
※補助率の引上げ、補助金の廃止による一般財源化等は  
対象外



対象外

① 国・地方の税財源配分や税制改正

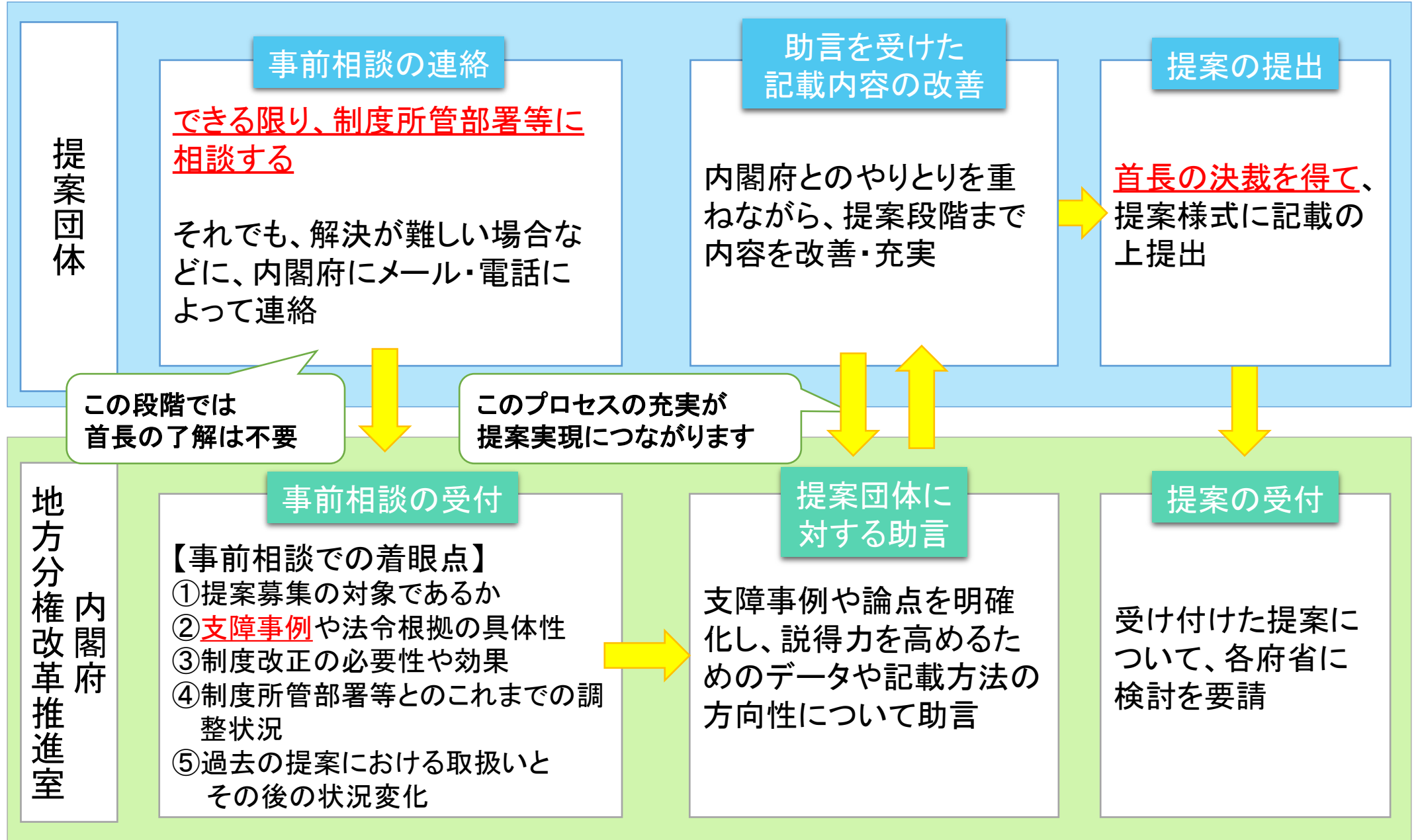
② 予算事業の新設提案

③ 国が直接執行する事業の運用改善

④ 個別の公共用物に係る管理主体の変更

⑤ 現行制度でも対応可能であることが明らかな事項

# 事前相談から提案までの流れ



# あなたと同じ、 地方公務員が相談にのります！

内閣府地方分権改革推進室では、各地方公共団体から派遣された調査員が提案募集の実務を担当しています。現在、34名の調査員が地方との連絡・調整の窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけています。

ぜひ、お気軽にお問い合わせ下さい。(令和7年4月時点)



長野県軽井沢町

愛知県

愛知県大府市

愛知県大治町

愛知県幸田町

鳥取県

岡山県

広島県広島市

福岡県春日市

長崎県諫早市

宮崎県延岡市

鹿児島県薩摩川内市

愛媛県宇和島市

北海道岩見沢市

青森県弘前市

宮城県

埼玉県越谷市

埼玉県八潮市

埼玉県三郷市

千葉県我孫子市

千葉県印西市

東京都小金井市

神奈川県海老名市

神奈川県寒川町

三重県東員町

滋賀県草津市

京都府京都市

京都府亀岡市

大阪府高槻市

大阪府門真市

兵庫県神戸市

兵庫県丹波市

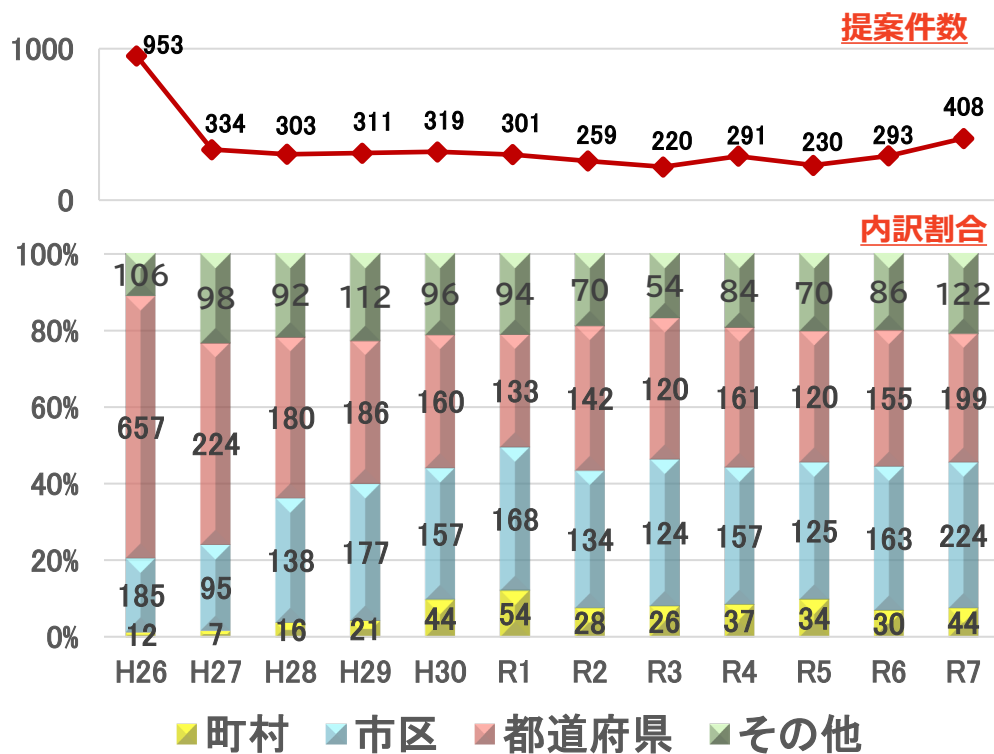
兵庫県たつの市

奈良県奈良市

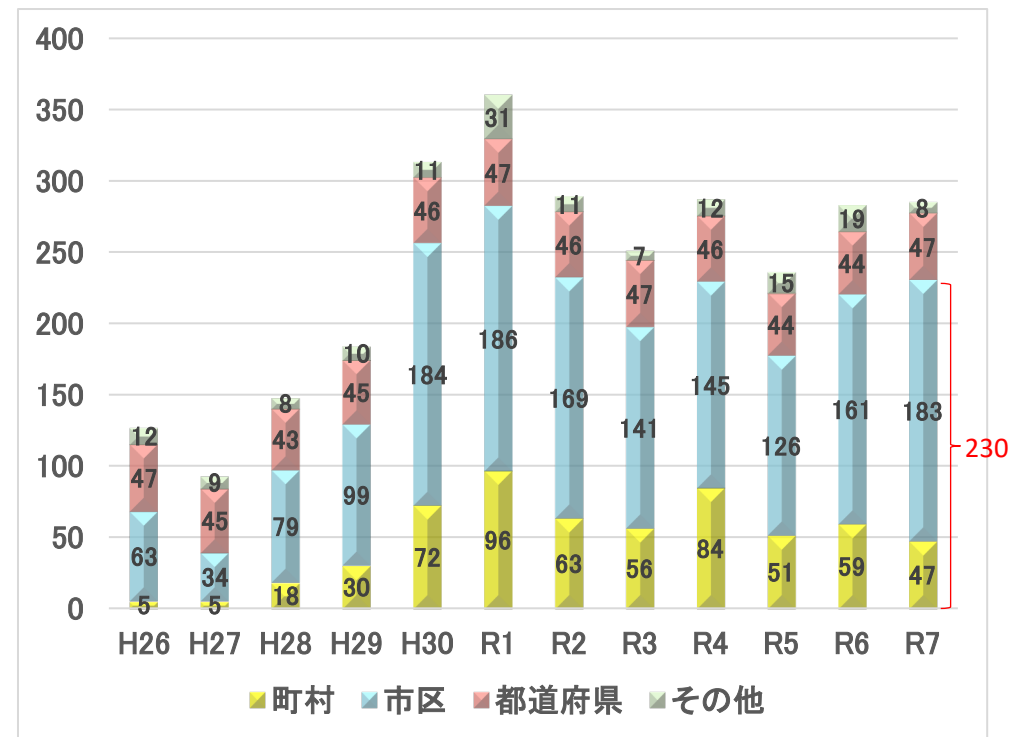
# これまでの提案件数・提案団体数の推移

- 提案件数は、過去概ね300件台で推移してきたが、令和7年は近年を100件以上上回る408件であった。
- 令和7年の提案件数については、内訳として、持続可能な行財政の確保がより一層切実な課題となっており、その解消に資するものとして設定した重点募集テーマに係る提案が多かったことがあげられる。
- 提案を行った市区町村数は、令和7年は230団体となった。

提案件数（提案主体別）



提案団体数（提案主体別）



※折れ線グラフ：提案件数の推移（共同提案は1件として計上）  
 ※棒グラフ：提案主体別の割合の推移  
 （共同提案は共同提案団体各々を1件として計上、提案件数と一致しない）

※平成27年から、九州地方知事会の構成団体を都道府県にもそれぞれ計上  
 ※平成28年から、特別区長会の構成団体を市区にもそれぞれ計上